

令和3年度特定施設入居者生活介護指図書事項一覧

9事業所中

番号	分類	指図書内容(文書指図書)	根拠法令	指図書数
1	勤務体制の確保	ハラスメント対策について必要な措置が講じられていませんでした。事業者の方針等の明確化、相談窓口を設ける等必要な措置を講じてください。	都条例第115条第231条第5項、 都条例施行要領第3の10の3(10)⑦	1
2	事故発生時の対応	報告対象となった事故が発生した際に、区への事故報告が行われていない事例がありました。区における事故報告の取扱要領を再度確認し、漏れのないように報告してください。	都条例第111号第236条で準用する第39条第1項、 都条例施行要領第3の10の3(15)で準用する第3の1の3(30)、 大田区「介護保険事業者等における事故発生時の報告取扱要領」	1